

令和6年9月
第9回（定例）

香芝市教育委員会議案

目 次

議第 2 3 号	香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて	1
----------	-----------------------------	---

議第 2 3 号

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて

香芝市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正することについて、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則(平成 3 年 9 月 2 0 日教育委員会規則第 6 号)第 2 条第 2 号の規定に基づき、委員会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 4 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）

香芝市体育施設条例施行規則（平成 21 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 香芝市北部地域体育館の部椅子の項の次に次のように加える。

冷暖房設備	一式	1 時間につき 3 6 0
-------	----	---------------

別表第 2 備考中「本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備」を「香芝市総合体育館の本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備並びに香芝市北部地域体育館の冷暖房設備」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(案)

改 正 案

別表第2（第11条、第14条関係）

区分	附属設備の名称	単位	使用料（1回につき）
香芝市総合 体育館	バスケットボール 用具	1組	円 200
	バレーボール用具	1組	100
	ハンドボール用具	1組	100
	テニス用具	1組	100
	バドミントン用具	1組	50
	卓球用具	1組	50
	トランポジョグ	1台	50
	マット	1枚	20
	放送設備	一式	2,000
	机	1卓	50
	椅子	1脚	20
	本館冷暖房設備	一式	1時間につき2,700
	サブ館冷暖房設備	一式	1時間につき220
	会議室冷暖房設備	一式	1時間につき150
香芝市北部 地域体育館	バスケットボール 用具	1組	100
	バレーボール用具	1組	100
	テニス用具	1組	100
	バウンズドテニス用 具	1組	100
	バドミントン用具	1組	50

別表第2（第11条、第14条関係）

区分	附属設備の名称	単位	使用料（1回につき）
香芝市総合 体育館	バスケットボール 用具	1組	円 200
	バレーボール用具	1組	100
	ハンドボール用具	1組	100
	テニス用具	1組	100
	バドミントン用具	1組	50
	卓球用具	1組	50
	トランポジョグ	1台	50
	マット	1枚	20
	放送設備	一式	2,000
	机	1卓	50
	椅子	1脚	20
	本館冷暖房設備	一式	1時間につき2,700
	サブ館冷暖房設備	一式	1時間につき220
	会議室冷暖房設備	一式	1時間につき150
香芝市北部 地域体育館	バスケットボール 用具	1組	100
	バレーボール用具	1組	100
	テニス用具	1組	100
	バウンズドテニス用 具	1組	100
	バドミントン用具	1組	50

改 正 案					現 行				
	卓球用具		1 組		卓球用具		1 組		50
	机		1 卓		机		1 卓		50
	椅子		1 脚		椅子		1 脚		20
	冷暖房設備		一式	1 時間につき360					
	備考 香芝市総合体育館の本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備並びに香芝市北部地域体育館の冷暖房設備の使用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。				備考 本館冷暖房設備、サブ館冷暖房設備及び会議室冷暖房設備の使用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。				